

川崎市建設緑政局みどりのイメージキャラクター使用承諾要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かわさき緑のイメージキャラクター「緑の妖精 グリンピー」の画像及び市民植樹運動イメージキャラクター「森の妖精 モリオン」の画像並びに着ぐるみ(以下「キャラクター」という。)を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ川崎市建設緑政局長(以下「局長」という。)の承諾を受けなければならない。ただし、画像の使用に関しては次の各号のいずれか、着ぐるみの使用に関しては1号又は4号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 川崎市及び川崎市職員が業務に関し使用する場合
- (2) 学校等が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他、局長が適当と認めたもの

2 前項の規定により、承諾を受けたものに対する使用料は原則無料とする。

(使用の承諾申請)

第3条 前条の承諾を受けようとする者は、川崎市建設緑政局みどりのイメージキャラクター使用承諾申請書(第1号様式)に必要書類を添えて局長に申請しなければならない。

2 着ぐるみの使用申請の受付期間は、使用する日の2か月前から2週間前までとする。

3 画像の商用利用の場合は、次の事項を記載した企画書を添えて申請すること。

- (1) 販売目的
- (2) 販売数量
- (3) 販売価格
- (4) 販売期間
- (5) 販路

(使用の承諾・不承諾)

第4条 局長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承諾するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政党、政治、宗教活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 川崎市のイメージを傷つけ、又はそのおそれがあると認められる場合
- (6) 建設緑政局が行う事業、又は建設緑政局が支援等を行う事業を推進する上で支障が生じるおそれがある場合
- (7) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (8) その他、局長が適当でないと認める場合

2 局長は、前項の規定による申請を承諾又は不承諾とするときは、川崎市建設緑政局みどり

のイメージキャラクター使用承諾・不承諾通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 3 局長は、使用承諾に際し、必要な条件を付することができ、使用上の注意事項については、別に定める。

（画像の使用）

第5条 画像の使用承諾を受けた者（以下「画像使用者」という。）は、建設緑政局が提供する画像を使用するものとする。

- 2 画像の使用期間は、1年を超えることができない。ただし、局長が特に認める場合は、この限りでない。

（画像使用者の遵守事項）

第6条 画像使用者は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）使用承諾を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- （2）物品・印刷物等の場合、事前にサンプルを提出し、局長の監修を受けること。
- （3）物品等は、完成後、速やかに局長に提出すること。ただし、物品等の提出が困難である場合については、その形状のわかる写真等の提出をもって、物品等の提出に代えることができる。

（着ぐるみの貸出し）

第7条 着ぐるみを借り受ける者（以下「着ぐるみ借受者」という。）は、市民植樹運動イメージキャラクター「森の妖精 モリオン」着ぐるみ借用書（第3号様式）を局長に提出しなければならない。

- 2 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。
- 3 貸出し期間は、原則として1週間以内とする。
- 4 着ぐるみ借受者は、直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は着ぐるみ借受者が行うものとする。

（着ぐるみ借受者の遵守事項）

第8条 着ぐるみ借受者は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）使用承諾を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- （2）着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- （3）借受期間中に、着ぐるみを汚損した場合、着ぐるみ借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復すること。

（管理責任）

第9条 局長は、着ぐるみの使用により、着ぐるみ借受者自身が被った被害や第三者に負わせた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（着ぐるみ使用の報告）

第10条 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。

（申請内容の変更）

第11条 画像使用者及び着ぐるみ借受者が、申請内容を変更する場合は、あらかじめ川崎市建設緑政局みどりのイメージキャラクター使用承諾申請書（第1号様式）を局長に提出し、改めて承諾を受けるものとする。

- 2 局長は、前項の規定に基づき、承諾又は不承諾とすることを決めたときは、川崎市建設緑

政局みどりのイメージキャラクター使用承諾・不承諾通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（使用承諾の取消し）

第12条 局長は、画像使用者及び着ぐるみ借受者がこの要綱及び承諾の内容に違反していると認められる場合は、キャラクターの使用承諾を取り消すことができる。

2 局長は、前項の規定により使用承諾を取り消した場合は、画像使用者及び着ぐるみ借受者に対し、川崎市建設緑政局みどりのイメージキャラクター使用承諾取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 局長は、承諾を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（差止請求等）

第13条 局長は、キャラクターの著作権を侵害又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第14条 第4条各号及び前条に該当する場合等において、これにより建設緑政局に損害に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月17日から施行する。